

仙台市 I C T 活用工事実施要領

(令和 6 年 8 月 26 日 仙台市都市整備局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設現場における I C T 施工技術の全面的な活用の推進を図ることを目的として、仙台市が I C T 活用工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(適用要領等)

第 2 条 I C T 活用工事の実施にあたっては、この要領に定めがあるものを除き、国土交通省が定める I C T の全面的な活用に関する各種要領等（以下「国要領」という。）を適用するものとする。ただし、本市において別に定めのある場合等、これにより難い場合については、この限りではない。

(定義)

第 3 条 I C T 活用工事とは、施工プロセスの各段階において、次の各号に掲げる I C T 施工技術を活用（部分活用を含む）する工事をいい、対象となる施工技術は国要領における I C T 活用工事の種類（土工、法面工、擁壁工、地盤改良工、舗装工等。以下「工事の種類」という。）毎の定めによる。

- (1) 3 次元起工測量
- (2) 3 次元設計データ作成
- (3) I C T 建設機械による施工
- (4) 3 次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3 次元データの納品

2 部分活用とは、施工プロセスの各段階において活用する I C T 施工技術を選択し、部分的に活用することをいう。

(適用工事等)

第 4 条 第 6 条第 1 項第 1 号及び第 9 条の規定によるものを除き、I C T 活用工事の対象工事、対象工種、適用対象外とする工事等については、国要領の定めによる。

- 2 対象工事の発注に当たっては、国要領において工事の種類毎に定めている実施要領及び積算要領のうち、一種類を選択して当該工事に適用するものとする。
- 3 前項の規定により発注時に選択した種類以外の工事の種類については、契約後に受発注者間の協議により、国要領に基づき I C T 施工技術を活用することができる。
- 4 部分活用は、国要領の定めによらず、全ての工事の種類で実施することができる。

(I C T 活用工事の事後設定)

第 5 条 I C T 活用工事として発注していない工事において、受注者より希望があった場合、受発注者間の協議により I C T 活用工事（部分活用含む）として国要領によらず事後設定できるものとする。

(除外規定等)

第 6 条 次の各号に示す事項については、国要領の定めによらず、当該各号の定めるところによる。

- (1) 発注方式に関する規定は適用せず、技術管理室工事管理担当課長が別に定める。

- (2) 入札公告及び入札説明書の記載例については適用しない。
- (3) 総合評価（総合評価落札方式）に関する規定は適用しない。
- (4) 「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」に関する規定は適用しない。
- (5) 本市において別に定めのある場合を除き、工事成績評価に関する規定は適用しない。

（特記仕様書への記載）

第7条 特記仕様書への記載については、次の各号による。

- (1) 適用する発注方式または事後設定に関して記載する。
- (2) 対象工事に適用する国要領の適用年月日を記載する。
- (3) 本市ホームページにおける本要領の掲載先URLを記載する。

（見積り依頼）

第8条 ＩＣＴ施工技術の活用に係る見積り書の提出を依頼する場合、国要領における参考様式に記載の内容を参考とする。ただし、様式については「仙台市設計単価策定要領に関する運用（土木工事編）」（令和3年3月31日都市整備局長決裁）で定める様式による。

（委任）

第9条 この要領の適用工事及び国要領の適用時期（国要領が改定された際の当該改定要領の適用時期を含む。）その他この要領の実施に関し必要な事項は、技術管理室工事管理担当課長が別に定める。

附 則（令和6年9月1日）

（実施期日）

- 1 この要領は、令和6年9月1日から実施する。

（仙台市ＩＣＴ活用モデル工事試行要領の廃止）

- 2 仙台市ＩＣＴ活用モデル工事試行要領（平成30年4月26日仙台市設計基準策定委員会策定）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 現に廃止前の仙台市ＩＣＴ活用モデル工事試行要領の規定によりＩＣＴ活用モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年10月6日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和7年10月6日から実施する。
- 2 この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。